

福祉生活病院常任委員会資料

(平成21年7月21日)

[件名]

- 1 北朝鮮弾道ミサイルへの対応結果について
(危機管理チーム) 1

防 災 局

北朝鮮弾道ミサイルへの対応結果について

平成21年7月21日
危機管理チーム

1 概要

北朝鮮は、6月25日～7月10日の間、北朝鮮の東部沿岸に航行禁止区域を設定し、アメリカ独立記念日（7月4日）に合わせ、日本時間の4日午前から午後にかけて、国連決議に違反して、弾道ミサイル7発を江原道旗対嶺（キテリョン）付近から400～500キロ沖合の北朝鮮沿岸の日本海に向け発射した。

報道によれば、7発中3発は、新型ミサイル（射程千km、日本が射程圏内）の射程を短くして発射したもよう。

2 政府及び国連の対応

(1) 政府の対応

○7月4日

- ・官邸対策室を設置し、情報の収集・分析（7月10日午後8時閉鎖）。
- ・「厳重に抗議し、遺憾の意を表明する」との官房長官声明を発表。
- ・国連に対し、国連安全保障理事会の緊急協議を要請。

○国連安全保障理事会の制裁決議を担保するため、貨物検査特別措置法案が衆議院で審議中（7月13日現在）。

(2) 国連の対応

6日午後（日本時間7日未明）、国連安全保障理事会は緊急協議を開き、ミサイル発射を非難する議長談話を発表。先月採択された決議1874などに従うように求めた。

3 県の対応

- ・7月1日（水） 別添マニュアルを作成し、県の対応等について市町村等に説明した。
- ・7月3日（金）より、危機管理チームの職員が交代で当直につき、24時間体制をとった。
- ・7月4日（土）午前10時頃に、ミサイル発射の情報をインターネットで入手後、①情報連絡室の設置（7月10日午後8時閉鎖）、②情報収集（安否情報）及び情報提供（ホームページ掲載、漁船、各市町村等）、③知事コメントの発表を行った。

なお、今回の弾道ミサイル発射による本県への被害は認められなかった。

- ・同海域で操業している県所属の漁船はなく、被害はなかった。
- ・DBSクルーズは、北朝鮮の航行禁止区域を避けるため、5日午前10時、東海を予定より2時間早く出航し、ウラジオストックに6日午前9時に予定通り入港。
- ・7月8日（水）、政府に対し、北朝鮮に対する制裁の継続と強化、拉致被害者の早期解放等について要望した。

（参考：これまでの北朝鮮の行動）

1 弾道ミサイル等の発射

- ・平成10年8月 日本を飛び越える形で弾道ミサイル発射（1発）
- ・平成18年7月 日本海に向け弾道ミサイルを7発
- ・本年4月5日（日） 日本を飛び越える形で弾道ミサイル発射（1発）
- ・本年7月2日（木） 日本海に向け短距離ミサイル発射（4発）

2 核実験 1回目（平成18年10月）、2回目（本年5月25日）

（資料） 他国からのミサイル発射への対応手順等に関するマニュアル

他国からのミサイル発射への対応手順等に関するマニュアル

平成 21 年 7 月 1 日

防災局危機管理チーム

1 目的

本マニュアルは、①県民（県外の海上で操業中の本県漁船の乗員等を含む。以下同じ。）に被害を及ぼすおそれのあるミサイルが、②我が国への攻撃を直接的には意図しない実験等の目的で、③他国から発射される事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 2 条第 2 号に掲げる武力攻撃事態、同条第 3 号に掲げる武力攻撃予測事態及び同法第 25 条第 1 項に規定する緊急処理事態を除く。）における県としての対応の手順、方法、基準等を定め、当該事態に際し、県民の安全を適切に確保できるようにすることを目的とする。

2 想定される被害

本マニュアルで想定するミサイル発射は、我が国を直接攻撃するためのものではないので、発射国のミサイル技術のレベルにもよるが、県民に被害が及ぶおそれ自体は、そう大きなものではない。

しかし、ミサイル（の一部）が予定の飛行（落下）コースをはずれたり、国内落下のおそれが大きいことから迎撃・破壊されたりした場合には、高速で飛び散る部品や破片、落下する重量物、人体に有害な燃料の放出、残存燃料の爆発等により、県民に予想もしない被害を及ぼすおそれもある。

3 事前の対応

他国におけるミサイルの発射実験等は、何の前触れもなく突発的に行われることもあるので、以下のような対応は普段から行っておく必要があるが、事前にミサイルの発射日等が具体的に予測されているような場合には、より実情に即した体制や方針で臨むため、発射が差し迫った段階でも可能な範囲で実施するものとする。

(1) 住民啓発

前述のとおり、本マニュアルで想定するのは万一の場合の被害であり、その範囲等も限定的なものに止まると予想される。従って、県民生活は通常どおりで差し支えないが、万一ミサイルが落下してくる等の情報があれば、直ちに屋内や物陰に避難するよう、市町村等と連携して住民に予め十分に周知し、過剰反応を抑制しつつ、万一の場合には適切な退避行動がとれるようにしておく必要がある。

(2) 情報伝達訓練

ミサイルは、発射されてから我が国（の上空）に到達し、場合によっては県民に被害を及ぼすまでの時間が短く、特に近隣国から発射された場合には、その時間は 10 分程度とされている。その間に住民に必要な退避行動等をとってもらうためには、

極めて迅速な住民への情報提供が必要とされることから、発射情報の伝達方法等によっては、予め住民に対する情報伝達訓練等を行っておくことも必要になる。

(3) 市町村との連携

ミサイルが発射された場合に、住民に退避等と呼びかけ、その後の被害確認や住民援護の主体となるのは市町村である。ミサイル発射については、様々な関係機関と協力・連携する必要があるが、特に市町村とは密接に連携していかなければならない。そのため、本マニュアルに基づく対応等についても、連絡調整会議を開催すること等により共通認識を確保しておく必要がある。

4 発射時の対応

- (1) 信頼できる情報により、事前にミサイルの発射日等が具体的に予測されている場合（ミサイル発射を企図する国が、予め国際機関等に対して発射日等を通告した場合等）、又は発射日等を具体的に予測することはできないが発射が差し迫っていることは確認されている場合

ア 体制整備

(ア) 情報連絡室の開設

- a. 上記の予測又は確認の情報を入手したときは、関係情報の収集提供体制を強化するため、防災局危機管理チーム内に情報連絡室を開設する。
- b. 情報の一元化及び共有を図るため、各部局等は、独自に収集した関係情報や資料をすべて情報連絡室に報告・提供するとともに、情報連絡室は、入手した情報を関係部局等へ提供する。そのため防災危機管理データベースを活用する。
- c. 情報連絡室においては、報道機関のほか市町村、境港管理組合、関係課等を通じて、又は県のホームページその他の広報媒体を活用して、県民に必要な情報を迅速・的確に提供する。

(イ) ミサイル発射対応委員会の召集

- a. 上記の予測又は確認の情報を入手したときは、部局横断的な対応をするため、直ちにミサイル発射対応委員会（以下「委員会」という。）を召集する。
- b. 委員会は、知事、副知事、防災監、企画部長、文化観光局長、福祉保健部長、水産振興局長、その他必要に応じて知事が指名する部局長をもって構成する。
- c. 知事（ミサイル発射対応委員会委員長）は、必要と認める場合は、委員会にアドバイザーの参加を求めることができる。
- d. 委員会においては、関係情報を共有した上で、当面の対応方針を協議、決定する。
- e. その際には、状況に応じて、本マニュアルの全部又は一部を適用しないこ

ととすることができる。この場合においては、不適用範囲、代替的対応等を明確にするものとする。

イ 情報伝達

通常、本マニュアルで想定するようなミサイルの発射が県民に被害を及ぼすおそれは少ない。しかし、ミサイルの不調やその迎撃が行われた場合には、県内で被害が発生するおそれは高まるが、その程度はケース・バイ・ケースである。

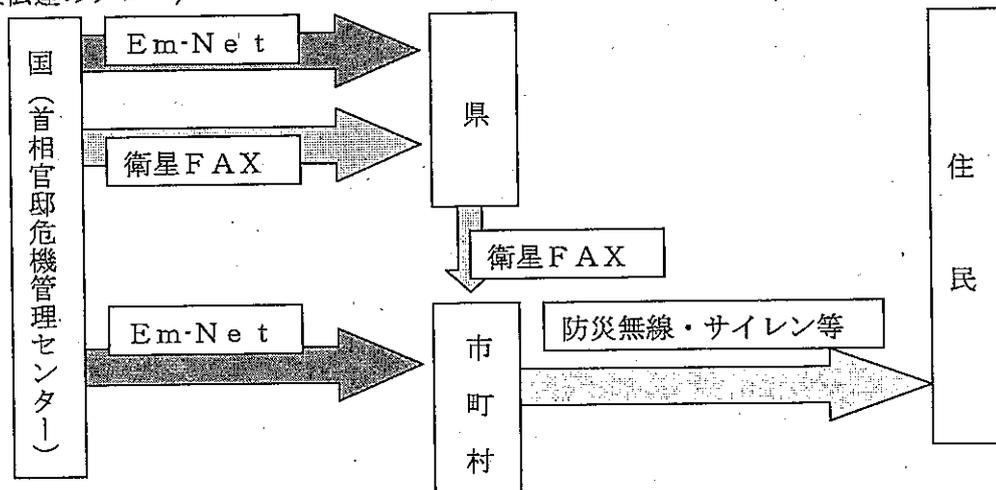
しかも、ミサイルが発射されてから、万一の被害が発生するまでの時間は極めて短いので、その間に県等が状況を分析して本当に必要な人にだけ退避等を促すようなことは不可能である。結局、県民には、その短時間の内に自らの判断で退避等するか否かを決定し、適切に行動してもらわなければならない。

そのため県や市町村は、県民の判断や行動の根拠となる的確な情報を迅速に提供する必要があります。そうした情報は、基本的には政府等から伝えられるが、これについて現時点では 2 つの方法が想定されており、それぞれに応じて次のとおり対応するものとする。

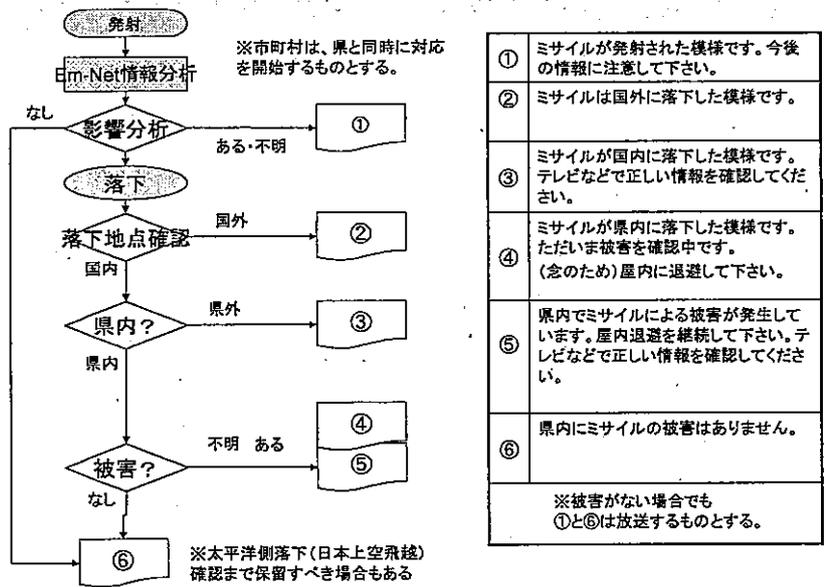
(ア) 政府からの情報伝達が Em-Net による場合

- a この場合、Em-Net により県と市町村に同時に情報が伝達されるが、市町村にその情報がうまく伝わらない場合に備えて、県（防災局危機管理チーム）は衛星ファックス等により Em-Net で伝達された情報を市町村に送付する。また、Em-Net により情報を入手できない関係機関に対しても、同様にして情報を送付する。
- b 市町村は、Em-Net の情報を基に、状況に応じて県からの衛星ファックスや報道機関からの情報も踏まえ、下記の例文を参考に予め準備しておいた放送用定型文を実際の状況に合わせて適宜修正等して、防災無線等を通じ住民に必要な情報を伝えるものとする。

(情報伝達のフロー)



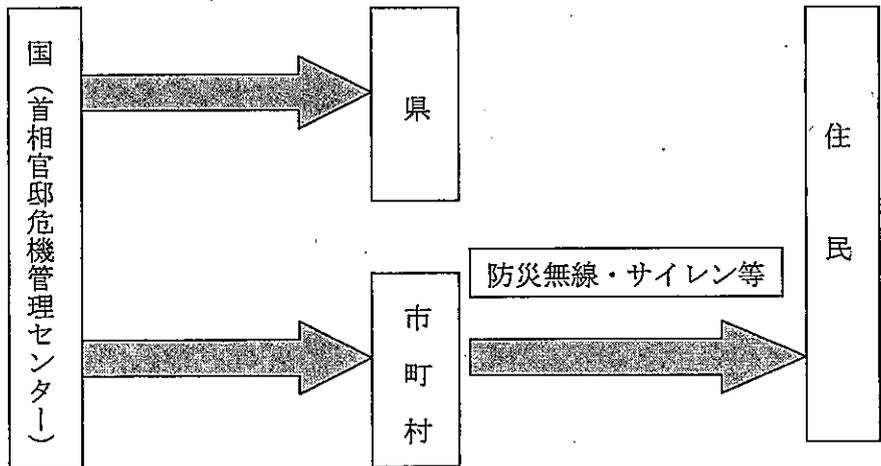
(放送用定型文の例文)



(イ) 政府からの情報伝達が J・ALERT による場合

- a この場合、J・ALERTにより防災無線等が自動的に起動するシステムを整備している市町村については、それにより直ちに住民に情報が伝達されるので、県として特段の対応はしない。ただし、J・ALERTで情報を入手できない関係機関に対しては、衛星ファックス等により J・ALERTで伝達された発射情報を送付する。

(情報伝達のフロー)



- b J・ALERTにより防災無線等が自動的に起動するシステムが整備されていない市町村については、(ア)の場合と同様の対応を行う。

(2) その他の場合（予測していない中で発射された場合）

このような場合、県等は、政府からの連絡（Em-Net、J-ALERT等による）又はテレビ等の報道により、発射後数分以上経過してから発射を確認することになると思われる。

このため、事前に特別な体制を整えたりできないまま、直ちに県民への情報提供等を行うことが必要になる。これについては、防災局危機管理チーム内に直ちに情報連絡室を開設し、次のように対応する。

ア 次のような場合には、県民に正確な情報を迅速に伝えるため、(1)のイによる。

(ア) 政府から連絡があった場合

(イ) 政府から連絡はないが、一部の報道機関は発射を伝えており、その信頼度は高いと判断される場合

イ 政府から連絡がなく、報道機関によって伝える情報の内容が錯綜している場合には、当該情報の真偽が判明するまで住民への伝達は控える。

5 事後の対応

(1) 県内又は本県漁船の操業海域にミサイル（の一部）が落下した場合、その他県民に被害が及ぶおそれが大きいと判断される場合（既に被害が及んでいる場合を含む。）

ア ミサイル被害対策本部の設置

(ア) 発射されたミサイルが落下した場合において、上記の場合に該当するときは、直ちにミサイル被害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、以後の対応について総合的な指示・調整を行う。

(イ) 対策本部は、知事、副知事、防災監、企画部長、文化観光局長、福祉保健部長、水産振興局長、その他必要に応じて知事が指名する部局長をもって構成する。

(ウ) 知事（対策本部長）は、必要と認める場合は、対策本部にアドバイザーの参加を求めることができる。

イ、被害確認

(ア) 対策本部においては、市町村等から報告のあった被害について、速やかに関係部局を通じて情報収集を行う（鳥取県国民保護計画における被災情報の収集に準じた体制で行うものとする。）とともに、市町村、消防、その他の関係機関に対し、それぞれの管内で他に被害が発生していないか情報収集について協力を求める。

(イ) (ア) の情報収集は、ミサイル落下後直ちに行うほか、それから一定期間経過後でなければ被害が確認しにくいと思われるときは、当該期間の経過後にも行うものとする。

ウ 対策の実施

- (ア) 対策本部においては、確認された被害について、関係機関と連携・協力して拡大防止、救援・救護、復旧等必要な対策を総合的・効果的に推進する。
 - (イ) イの情報収集により被害が確認されなかった場合（それ以前に報告されている被害がない場合に限る。）、及び確認された全ての被害について（ア）の対策が完了した場合は、対策本部を解散する。
- (2) 本県及び本県漁船の操業海域から遠く離れた地域又は海域にミサイル（の一部）が落下した場合、その他県民に被害が及ぶおそれが小さいと判断される場合
- ア ミサイル発射対応チームの召集
- (ア) 発射されたミサイルが落下した場合において、上記の場合に該当するときは、ミサイル発射対応チーム（以下「対応チーム」という。）を召集し、以後の対応について連絡調整及び情報共有を行う。
 - (イ) 対応チームは、防災監、危機管理チーム長、広報課長、交流推進課長、福祉保健課長、水産課長、その他必要に応じ防災監が指名する課（チーム）長をもって構成する。
 - (ウ) 防災監（対応チーム長）は、必要と認める場合は、対応チームにアドバイザーの参加を求めることができる。
- イ 被害確認等
- (ア) 対応チームにおいては、念のため、市町村、消防、その他の関係機関に対し、それぞれの管内で被害が発生していないか情報収集について協力を求める。この場合、当該情報収集については、(1)のイの(イ)を準用する。
 - (イ) (ア)の情報収集により被害が確認された場合は、直ちに(1)の場合の体制へと移行し、必要な対応を行う。
 - (ウ) (ア)の情報収集により被害が確認されなかった場合は、対応チームを解散する。

(対応の基本的フロー)

